

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

「**令和4年度タクシー助成券を受領している方**」に対しては、タクシー助成券を**簡易書留にて郵送**しておりますので、ご自宅にてお受け取りください。

「**新たに対象となった方**」や「**令和4年度分を未申請の方**」で令和5年度分の申請をされる場合は、3月20日(月)以降に役場までお越しください。

## 牟岐町高齢者タクシー等利用助成事業 令和5年度分の受付が始まります！



『**令和5年4月1日時点で75歳以上**』の方が申請できます！（昭和23年4月1日以前生まれの方）

※運転免許を返納された方は年齢に関係なく申請できます。  
(運転経歴証明書が必要となります。)

### 申請受付について

受付場所	牟岐町役場 企画政策課	
受付期間	令和5年3月20日(月)～3月24日(金)9時から17時まで 受付期間内に申請できなかった方は、役場企画政策課までお越しください。	
必要な物	対象者本人が申請の場合	対象者本人の身分証明書
	代理の方による申請の場合	対象者本人の身分証明書 代理の方の身分証明書

- ・利用できるのは、牟岐タクシー、海部タクシー、セーフティ・サポート、**出羽島連絡事業(大生丸)**です。**今年度より大生丸でも利用可能となりました。**
- ・タクシー利用1回につき1枚(300円)のみ使用可能です。**大生丸は出羽島往復1回につき1枚(300円)使用可能です。**
- ・利用できるのは、対象者本人のみとなります。
- ・1年間分の36枚を交付します。
- ・令和5年度の助成券は桃色で、令和5年4月1日から利用可能です。